

# F C 五十公野規約

## < 会 則 >

### 第1条 (名称)

本チームは、その名称を「F C 五十公野」と称する。

### 第2条 (目的)

本会は、新発田市立東小学校課外活動の目的に従い、入部した児童を、サッカーを通じ、競技マナー、協調性、自立心などを養い、地域社会に根ざした青少年の健全な育成を図る事を目的とし、東小学校サッカー部顧問先生および監督と賛同者および保護者の連携によりこれを側面から支援する。あわせて顧問先生および監督と賛同者および保護者の融和と親睦を図ることを目的とする。

### 第3条 (組織)

会員は原則として、F C 五十公野に入部した児童の保護者と、本会の目的に賛同するもので組織する。

### 第4条 (役員)

本会は、次の役員を置く。

① 顧 問

必要に応じて若干名。(東小学校サッカー部教頭先生)

② 代 表 (1名)

本会に賛同するものより選出し本会を統理および本会を代表する。

③ 副代表 (若干名)

本会に賛同するものより選出し副代表は代表を補佐する。代表不在時は代理する。

④ 幹事 (若干名)

本会に賛同するものより選出し、本会を側面より支援する。

⑤ 監督 (1名)

本会に賛同するものより選出し、選手の指導及び監督を行う。

⑥ コーチ (若干名)

本会に賛同するものより選出し、チームの指導方針に基づいて選手の指導を行う。

⑦ 保護者コーチ（若干名）

保護者より選出し、コーチを補佐する。チームの指導方針に基づいて選手の指導を行う。

⑧ 保護者会

別に定める（組織図参照）

第5条（任期）

前条の役員は総会において選出し、任期は1年とし、重任を妨げない。

第6条（役員招集ならびに総会招集）

代表および会長は必要に応じ役員招集または、総会招集することが出来る。

第7条（総会）

本会は、定例総会を年2回とし、4月と3月に実施する。

第8条（会計）

本会の経費は、会費およびその他の収入をもって運営する。

第9条（会計年度）

本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10条（会費）

保護者会会則に定める

第11条（会計報告）

会計報告は年度末総会において行うものとする。

第12条（事務局）

本会の事務局を代表宅に置く。

第13条（会則の変更）

本会の会則の変更は、総会の出席会員数の過半数以上により決定する。

第14条（会則開始年月日）

この会則は平成17年4月1日より施行する。

平成18年4月1日、会則一部変更・施行。

平成19年4月1日、会則一部変更・施行。

平成20年4月1日、会則一部変更・施行。

平成21年4月1日、会則一部変更・施行。

平成22年4月1日、会則一部変更・施行。

平成23年4月1日、会則一部変更・施行。

平成24年4月1日、会則一部変更・施行。

平成25年4月28日、会則一部変更・施行。

平成29年4月29日、会則一部変更・施行。

平成30年4月29日、会則一部変更・施行。

令和 3年5月 1日、会則一部変更・施行